最終更新日:2017年7月10日
ピー・シー・エー株式会社
代表取締役社長 水谷 学
問合せ先:常務取締役管理本部長 佐藤文昭 TEL:03−5211−2711
証券コード:9629
http://www.pca.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「社是、経営理念、行動規範」に基づき、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの適切な協働に努めることにより、継続的な成長や企業価値向上がもたらす社会利益へ繋がる長期的・永続的な事業活動を実現するため、ピー・シー・エーコーポレートガバナンス ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という）を制定し、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組むものとしております。

社是（会社経営の根本方針を示した言葉）
基幹業務の高度な自動化を実現するソフトウェアを開発・販売することで社会に貢献すること。
・PCAは基幹業務ソフトで社会に貢献します。
※社会への貢献とは、これまでにない新しい価値を創出して、社会の役に立つこと。

基本理念・企業理念・経営理念（当社が経営上、何を最高のものとするかについての根本的な考え方）
1. カスタマ・ファーストの精神を常に心がけます。
2. 健全経営、長期的観点での高収益型企業を志向します。
3. 社員は家族と認識し、アットホームな会社を作ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

1 【補充原則1−2−4 株主総会の権利行使】
当社は現在、海外投資家の株主比率が低いため、コスト等を勘案し、議決権行使プラットフォームの導入や招集通知の英訳については、採用しておりません。今後の株主構成の状況に応じて検討を進めます。

2 【原則3−1 情報開示の充実】

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役の報酬については業績の達成度を考慮し、代表取締役が原案を作成し、各取締役と協議の上、決定しております。
今後は報酬決定の透明性・客観性を確保するため、社外取締役を中心とした報酬諮問委員会設置の準備をし、取締役の報酬について業績連動型の報酬制度の導入を検討してまいります。

3 【補充原則3−1−2 情報開示の充実】
当社は現在、海外投資家の株主比率が低いため、コスト等を勘案し招集通知の英訳については、採用しておりません。今後は株主構成の状況に応じて検討を進めます。

4 【補充原則4−1−2 取締役会の役割・責務 (1)】
経営環境の変化の激しいIT業界においては、期中であっても経営計画の変更を余儀なくされます。
中期経営計画は株主に対するコミットメントとして骨子の開示は今後行ってまいりますが、細部については経営環境の変化を見込んだ内容といたします。

5 【補充原則4−1−3 取締役会の役割・責務 (1)】
当社は、会社の目指すところ（経営理念）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者等の後継者計画（プランニング）について、取締役・経営陣幹部の選任・指名の方針と手続きを社内規定として定めることを検討いたします。

6 【補充原則4−2−1 取締役会の役割・責務(2)】
取締役の報酬等につきましては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、取締役会にて決議しておりますが、取締役等の報酬決定の透明性・客観性を確保し健全な企業家精神の発揮に資するような報酬制度を実現するため社外取締役を中心とした報酬諮問委員会設置の準備をし、取締役の報酬について業績連動型の報酬制度の導入を検討してまいります。

7 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】
独立社外取締役の1名追加については、状況を見て検討してまいります。

8 【補充原則4−8−1 独立社外取締役の有効な活用】
現状当社の独立社外取締役は1名ですので、今後独立社外取締役の増員に対応した場合には、検討を進めてまいります。

9 【補充原則4−8−2 独立社外取締役の有効な活用】
現状当社の独立社外取締役は1名ですので、今後独立社外取締役の増員に対応した場合には、検討を進めてまいります。

10 【補充原則4−10−1 任意の仕組み活用】

当社は独立社外取締役を委員長とした報酬諮問委員会の設置準備をいたしました。指名委員会については、引き続き検討を進めてまいります。

11 【補充原則4－11－3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
取締役会の実効性の分析・評価については、当社ではまだ実施はいたしておりませんが、今後取締役会全体の実効性を評価するための適切な取り組みについて検討を進めてまいります。

12 【原則5－2 経営戦略や経営計画の策定・公表】
経営計画・経営戦略は経営環境の変化に対応して変更を行いながら整備いたしますが、説明の方法・内容については、法令改正等に左右される基幹業務ソフト業界の特性に鑑みて慎重に検討して実施してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

1 【原則1－4 いわゆる政策保有株式】
・当社は、投資先企業との事業上の関係・提携強化を図る目的で、政策保有株式を保有します。
取締役会は毎年、主要な政策保有株式について事業運営上の観点および中長期的な経済合理性等を検証します。
・当社は、政策保有株式の議決権行使について、投資先企業の中長期的な企業価値向上に繋がること、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別銘柄ごとに精査・検討したうえで、議案への賛否を判断します。

2 【原則1－7 関連当事者間の取引】
当社は、当社および株主の共同利益を害することのないよう、取締役・監査役等の当社関係者や主要株主等との取引については、取引の必要性・取引内容の合理性・取引条件の妥当性等に関して、定期的な関連当事者の洗い出しや関連当事者との取引の確認等適切な手続（報告・承認）を定めるとともに、取締役会による監視体制を確保しております。
上記関連当事者等との取引については、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令ならびに東京証券取引所が定める規則に従って、開示いたします。

3 【原則3－1 情報開示の充実】

⑴ 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
経営理念についてはホームページの社長メッセージとして掲載しております。
経営戦略は経営環境の変化に対応して変更を行い、決算発表資料（決算短信等）、有価証券報告書、事業報告書及びアナリスト向け決算報告資料などを通じて、随時開示しております。

⑵ 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、当社ホームページおよび有価証券報告書で開示しております。

⑷ 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役候補者については、知識、経験、能力に富み、人格に優れている人物を候補者としております。監査役候補については、当社業務の内容に精通し高い見識を有する人物、税理士等財務会計に関する適切な知見を有する人物、または弁護士等企業法務に関して高い実績を有する人物を候補者としております。また、社外役員の指名に当たっては、基本的には(原則として）当社の独立性基準を満たす人物を候補者としております。それぞれの選任、指名に当たっては社長の起案により、取締役会において審議、決定しております。
なお、監査役候補者については、取締役会の審議に先立ち、監査役会において審議し、その同意を得るものとしております。

⑸ 取締役会が上記⑷を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役・監査役候補者の経歴、選任理由等については、2017年度の第37回定時株主総会より、株主総会の招集通知・参考書類に記載して公開しており、今後も都度招集通知・参考書類にて公開してまいります。

4 【補充原則4－1－1 取締役会の役割・責務(1)】
・取締役会は、当社にとって適切なコーポレートガバナンスの構築を通じて企業業理念の実現および持続的な成長や企業価値向上がもたらす社会利益へ繋がる長期的・永続的な事業活動を目指し、その監督機能を発揮するとともに、公正な判断により最善の意思決定を行っております。
・取締役会は、経営理念の策定、経営の基本方針、経営戦略・経営計画等の策定、取締役・経営陣候補の選任など、法令、定款及び「取締役会規則」にて定められた重要事項を意思決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。
・取締役会は、業務執行の機動性と柔軟性を高めるため、法令、定款及び前項に記載する事項以外の業務執行の意思決定を取締役に委任しております。

5 【原則4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
・独立社外取締役は、会社法に定める社外取締役の要件だけでなく、会社独自においても社外役員の独立性判断を行い、充足する者を選任することとしております。
・取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定することとしております。

6 【補充原則4－11－1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
・取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、その機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数を確保・維持することとしております。
・監査役会の実行性確保にあたり、常勤監査役は、当社内外において、当社事業に理解のある豊富な経験を有する者から選任し、社外監査役は財務・会計、法律、経営等の専門家で構成するとともに、1名以上は財務・会計に関する適切な知見を有している者を選任することとしております。
・取締役会は、知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる形で構成することとしております。

7 【補充原則4－11－2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
・取締役は、株主の信任に応えるべく、その期待される能力を発揮し、十分な時間を費やし、取締役としての職務を執行することとしております。
・社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために、必要となる時間・労力を十分確保し、取締役・監査役としての職務を執行することとしております。
・上記の観点を踏まえ、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめることとし、その兼任状況を、株主総会招集通知、有価証券報告書等において、毎年開示しております。

8 【補充原則4－14－2 取締役・監査役のトレーニング】

・取締役・監査役は、コーポレートガバナンスにおける重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべく必要なトレーニングを受けることとしております。
・当社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行います。
・取締役会は、上記のようなトレーニングに関する対応が適切にとられているか確認することとしております。
・社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割（受託責任）と責務（法的責任を含む）に関して十分に理解を深める機会を設けており、また、就任後においても、必要に応じ、継続的な知識・理解を更新する機会を設けております。

9 【原則5－1 株主との建設的な対話に関する方針】
・当社は、株主等からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応いたします。
・取締役会は、株主等との建設的な対話を促進するため、株主構造の把握に努めるとともに、体制整備・取組みに関する方針を策定・承認し、開示いたします。
1. 株主からの対話（面談）の申し込みに対して、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえたうえで、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本といたします。
2. 株主等との対話全般について、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役対応する担当取締役（IR担当取締役）を指定しております。
3. IR担当役員は、個別面談以外に、投資家向けIR説明会や自社ホームページのIRコンテンツの充実化等の手段により継続的なIR活動の充実を図ってまいります。
4. IR担当役員は、対話において把握された株主等の意見・懸念・要望等について、取締役・経営陣幹部へ速やかにフィードバックするとともに、取締役会へ適宜適切にフィードバックすることにより、独立的・客観的な視点からの意見や課題認識の共有を図ってまいります。
5. IR担当役員は、対話に際して未公表の重要な会社情報（インサイダー情報）の漏洩を防止するため、「内部者取引に関する規則」に基づき、情報管理責任者と連携し情報管理を徹底いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社Kawashima	2,935,900	38.12
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー505001	266,400	3.45
株式会社オービックビジネスコンサルタント	254,100	3.30
和田 成史	181,200	2.35
ピーシーエー従業員持株会	127,887	1.66
株式会社みずほ銀行	121,000	1.57
株式会社ロジックシステムズ	114,000	1.48
ナゴヤピーシーエー株式会社	100,100	1.30
株式会社応用システム研究所	86,500	1.12
三菱UFJ信託銀行株式会社	84,500	1.09

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特に記載すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
荒井 久美子	他の会社の出身者											
隈元 裕	他の会社の出身者				○	○		●				

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荒井 久美子	○	独立役員に指定しております。	事業会社の財務部門や監査法人等における豊富な業務経験、知見を客観的立場から当社の経営に活かしていただくためであります。
隈元 裕		―――	当社の主要取引先の業務執行者たる立場での当社の業務内容への深い理解を踏まえ、同業種の情報サービス産業界で経営に携わっておられる経験、知見を社外的立場から当社の経営に活かしていただくことが期待できるからであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の独立性を監視し、監査の結果等について結果及び説明を受け、財務諸表等について検討をしております。また、会計監査人による子会社・営業所往査及びたな卸等に同行しております。さらに、必要に応じて随時打合せの機会を持ち、情報交換を行っております。
監査役は、内部監査部門から業務執行の状況を聴取し、業務全般の監査の実施にあたっております。また、必要に応じて随時打合せの機会を持ち、情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
下島　正	弁護士													
深澤　公人	税理士													
佐竹　正幸	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下島　正	○	独立役員に指定しております。	法律家の立場からの適切な監査、助言を行ってもらうために社外監査役として選任しております。また、弁護士としての専門的な知識、経験等を踏まえた独立的な経営監視が期待できるため、独立役員として指定しております。
深澤　公人	○	独立役員に指定しております。	税務の専門家の立場からの適切な監査、助言を行ってもらうために社外監査役として選任しております。また、税理士としての専門的な知識、経験等を踏まえた独立的な経営監視が期待できるため、独立役員として指定しております。

佐竹　正幸	○	独立役員に指定しております。	会計専門家の立場からの適切な監査、助言を行ってもらうために社外監査役として選任しております。また、公認会計士としての専門的な知識、経験等を踏まえた独立的な経営監視が期待できるため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員と会社との取引について、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準については、年額3百万円以下といたします。当社では、独立役員の資格を充たす社外役員全てを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役への個別報酬額の決定に際し、業績達成度を考慮するため、別途のインセンティブ付与については実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

補足説明等、特にありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については業績の達成度を考慮し、代表取締役が原案を作成し、各取締役と協議の上、決定しております。
監査役の報酬については業務内容及び業務日数と他社の報酬水準を考慮し、監査役の協議において決定しております。
会計監査人の報酬については監査内容と日数を考慮し、監査法人が原案を作成し、代表取締役が交渉の後、監査役会の決議による同意を得て決定しております。

【社外取締役 (社外監査役) のサポート体制】

社外取締役については管理本部長がサポートし、取締役会の開催に伴う日程調整、会議資料の事前配付、要求資料の提供、議事録作成及びデータベース化等のサポートをしております。
社外監査役については、監査役会事務局がサポートし、監査役会の開催に伴う日程調整、会議資料の事前配付、要求資料の提供、議事録作成及びデータベース化、地方拠点往査に伴う宿泊等の手配、監査役会報告書作成等のサポートをしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社では、監査、監督機能を整え、コーポレートガバナンスの充実をはかるため、以下の体制を採用しております。

当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会は、経理・税務、会計、法務の各分野に精通した社外監査役3名を含む4名体制で構成し、さらに、取締役会においては、取締役の執行活動を監視する監督機関としての社外取締役を2名置いております。

業務執行関係

経営企画会議を毎月1回、幹部会（月曜会議）を毎週1回開催し、業務執行方針の確認、業務執行状況の相互チェックを行っております。

監査・監督関係
内部監査室が、社内規定の遵守状況、事業活動の活動状況（特に会計に関する事項）の妥当性について内部監査を実施しております。
監査役は、取締役会、経営企画会議、その他重要な会議へ出席するほか、取締役及び内部監査室から業務執行の状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧して、当社及び子会社において法令遵守やリスク管理等の内部統制の体制整備を含む業務全般の監査を実施しております。
また、監査役は会計監査人の独立性を監視し、監査の結果等について報告及び説明を受け、財務諸表等について検討しております。
さらに、内部監査室、監査役及び会計監査人は、それぞれ必要に応じて連携を保ちながら随時打合せの機会を持ち、情報交換を行っております。なお、会計監査人の概要は、次のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名
指定有限責任社員　野口　昌邦　有限責任　あずさ監査法人
指定有限責任社員　田中　淳一　有限責任　あずさ監査法人
（上記指定社員の継続関与年数は7年を超えていないため、継続関与年数の記載は省略しております）

・監査業務に係わる補助者の構成
公認会計士　6名
その他　　7名
（監査業務に係わる補助者の構成は、監査法人の選定基準に基づき決定されております。また、補助者の構成のうち「その他」には、税務専門家、システム専門家が含まれております。）

指名関係
取締役については、取締役会での推薦を受け、候補選定をしております。
監査役については、監査役会での承認を得て候補選定をしております。

報酬決定関係
取締役の報酬については業績の達成度を考慮し、代表取締役が原案を作成し、各取締役と協議の上、決定しております。
監査役の報酬については業務内容及び業務日数と他社の報酬水準を考慮し、監査役の協議において決定しております。
会計監査人の報酬については監査内容と日数を考慮し、監査法人が原案を作成し、代表取締役が交渉の後、監査役会の決議による同意を得て決定しております。

当社と社外取締役（2名）、監査役（4名）及び会計監査人（有限会社 あずさ監査法人）は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
会計監査人との当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金58,000千円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。
社外取締役及び監査役との損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外監査役を含む監査役会によるチェック体制に加え、取締役会においても社外取締役による経営監督上有益なアドバイスを受けることで、適切なコーポレート・ガバナンスを実施する体制を構築しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より前倒して発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を可能な限り回避することにより、株主の便宜を図るよう努めております。
その他	当社ウェブサイトに招集通知を開示しております。 http://pca.jp/area_corp_ir/irstockholder.html

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に一度、決算説明会を行い、決算（第2四半期）短信の詳細説明等を代表取締役、営業担当役員他より行っております。	あり

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・当社は、「社是、経営理念、行動規範」に基づき、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの適切な協働に努めることにより、持続的な成長や企業価値向上がもたらす社会利益へ繋がる長期的・永続的な事業活動を実現するため、ピー・シー・エー コーポレートガバナンス ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という）を制定し、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実に取り組むものとしております。 ・本ガイドライン「第2章 ステークホルダーとの関係」におきましては、ステークホルダーの立場の尊重に係る取組みの指針となるべく、以下の内容を規定しております。 当社は、全てのステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観・行動原則である「社是、経営理念、行動規範」を定め、当社および当社グループの役員・社員等全てこれを実践する。 1．株主等との関係 当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行います。 2．社員等との関係（多様性確保の推進） 当社は、多様な個性やバックグラウンドを有する社員の個性と希望を尊重し、社会に貢献できる自立した人財の育成に向けた取り組みを行うとともに、社員間のコミュニケーションと多様な価値観を事業に活かせる環境を作ることにより、柔軟な発想で社会利益へ繋がる事業活動を実現していくために、多様性確保の推進に取り組んでおります。 3．顧客との関係 当社は、経営理念である「カスタマ・ファーストの精神」に基づき、常にお客様の方向を向いた製品開発・サービス提供や充実したサポートサービスを提供することにより、継続的なお客様満足度の向上に取り組んでおります。 4．取引先との関係 当社は、仕入先様および取引先様とは、人と人との繋がりを重視し、パートナーとして互いの長期的な成長を目指すことにより、長期的なお付き合いができるような関係の構築を心掛けております。 5．社会・環境との関係 当社は、基幹業務の高度な自動化を実現するソフトウェアを開発・販売することで、これまでにない新しいもの・価値を創造することにより、社会利益や会社基幹業務の環境改善に貢献してまいります。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	・当社における社会貢献活動として、以下の取組みを実施しております。 ・当社は、経済産業省後援の歴史ある「U-22プログラミング・コンテスト※」のゴールドスポンサーとなり、日本の技術・イノベーションを底上げし、日本の未来を創る優れたプログラマーの発掘を支援しております。 ※「U-22プログラミング・コンテスト」概要等 1980年より経済産業省の主催により、優れた才能を持ったイノベイティブなIT人材の発掘と育成、単にプログラムのできる人材ではなく、アイデアに富んだソフトウェア開発に取り組む人材の発掘を目的として開催されてきました。 2014年からは本コンテストの主旨にご賛同、ご協賛いただいた企業から構成された「U-22プログラミング・コンテスト実行委員会」が主催、歴史あるプログラミング・コンテストを継承し、更なる発展を目指しております。 ・当社は、「IT業界から始まった」とも言われているうつ病等を原因とした「社会的に立場の弱い未就労者」の方々を、1人でも多く社会に復帰させることを目的に2010年 チャック・ウイルソン氏によって企画された「NIPPON IT チャリティ駅伝」のシルバースポンサーとなり大会支援を行うとともに、当社も駅伝に参加しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	・当社は、「社是、経営理念、行動規範」および「本ガイドライン」に謳われているとおり、全てのステークホルダーに対して、社会への貢献や社会利益へ繋がる長期的・永続的な事業活動に関する情報を、適切に提供し続けていくことに努めてまいります。
その他	役員への女性の登用に関しては、現状、女性の社外取締役1名を選任しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①職務の執行に係る文書その他の情報（以下、職務執行情報という。）につき、当社文書管理規程、機密情報管理規程、個人情報管理規程及びそれに関する各マニュアル、細則及び社内通達（以下、文書管理規程等という。）に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
職務執行情報には、株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類、稟議書、その他取締役会が決定する書類、文書管理規程で定めた重要書類を含むものとする。
②職務執行情報は電子文書形式で記録するとともに必要な情報保護策を付してデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。
③前①②に係る事務は、取締役管理本部長が所管し、①の検証・見直しの経過、②のデータベースの運用・管理について、定期的に取締役会に報告する。
④取締役が職務の執行に関連して受発信する電子メールは、受発信後 5 年間保存する。
⑤代表取締役は、取締役及び使用人に対して、文書管理規程等に従って、文書の保存及び管理（廃棄 を含む。）を適正に行うように指導するものとする。

2．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、リスクを早期に発見しその発生を防ぐために、「リスク管理基本規程」を制定し、事業活動に関するリスクを的確に把握し、リスク発生の未然防止を図る。
②リスク管理の実施状況については、代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、平常時および緊急時におけるリスク管理の実施状況の確認を行う。
③当社は、代表取締役に直属する部署として、内部監査室を設置し、代表取締役が任命した者にその職務を管掌させるとともに、内部監査を補助する専門性のある実施担当者を配置し、実効性を確保する。
④内部監査室は、内部監査規程に基づき、定期的に業務監査実施項目および実施方法を検討し、監査実施項目に漏れがないか否かを確認し、監査方法の改訂を行う。
⑤内部監査室は、法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合の通報体制として、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに代 表取締役を委員長とするリスク管理委員会及び担当部署に通報される体制が適切に構築・運用されていることを監査する。
⑥内部監査室の情報収集を容易とするために、内部監査室の存在意義を使用人に周知徹底し、損失の危険につながると思われる事象等を認識した場合には、適宜、内部監査室に報告するよう指導する。
⑦内部監査室は、取締役及び使用人に対して、当社グループ及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

3．当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

①営業本部、開発本部、管理本部、品質管理本部を設置し、取締役会において、各本部を担当し、職務執行する役員を任命する。
②取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために、取締役の合理的な職務分掌、決裁権限、チェック機能に関する規定を備えた権限規程を定める。
③取締役会は、合理的な経営方針の策定と全社的な重要事項についての検討をする経営企画会議、及び部門横断的な重要事項についての検討をする部長会等を設置する。
④代表取締役は、各部門間の連携が確保され、効率的に運用されていることを確認するための連絡会議（月曜会議）を開催する。
⑤代表取締役は、社外取締役、社外監査役等から定期的に取締役の職務執行の効率を改善するためのアドバイスを受け、必要に応じて改善プロジェクト・チームを設置する。

4．当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンスの確保のための知識と経験を有する社外取締役及び社外監査役を選任する。
②当社の取締役及び使用人に法令等はもとより、定款及び会社の社是・経営理念・行動規範（以下、コンプライアンス基本規範という。）の遵守を徹底するため、取締役管理本部長をチーフ・コンプライアンス・オフィサーとして、その責任のもと、社外取締役及び社外監査役他のアドバイスを受け、コンプライアンスに対する意識向上の徹底を図る。
③当社の取締役及び使用人が法令等・コンプライアンス基本規範に違反する行為を発見した場合の報 告体制として、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、代表取締役、社外取締役及び社外監査役 への匿名での報告制度を含む内部通報制度を構築する。
④各本部を担当し、職務執行する役員は、担当部署における法令等・コンプライアンス基本規範の遵守状況を管理・監督し、使用人に対して時宜に応じた適切な研修体制を構築する。
⑤各本部を担当し、職務執行する役員は、法令等・コンプライアンス基本規範の遵守徹底を図るべく、 担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員を配置するとともに、使用人に対し、内部通報基本規程（ガイドライン）及び内部通報相談窓口の周知徹底を図る。

5．当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社グループにおける内部統制システムについては、当社の内部統制システムを共通の基盤としながら、各子会社の特性・規模等を踏まえた上で、適切に構築するものとする。
②当社グループの各代表取締役は、各社の内部統制システムの構築および運用の権限と責任を負う。
③取締役管理本部長は、関係会社管理規程に基づき、定期的に各子会社の経営状態および業務執行についての報告受けるものとする。
④内部監査室長は、当社の内部監査のほか、子会社の内部監査部門またはこれに相当する部署と連携を図り、グループ監査を実施する。

(イ)子会社の取締役等の業務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

①当社は、子会社の取締役および当社の取締役または使用人に子会社の取締役を兼任させた者に、月1回、子会社の取締役会において、経営状態および業務執行等の重要な情報を取得し、当社および 取締役管理本部長に定期的に報告させるものとする。

②当社は、当社の取締役会および経営企画会議等の重要な会議体において、各子会社の代表取締役に、各子会社における前①の重要な情報について、報告させるものとする

(ロ)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、当社のリスク管理基本規程に基づき、各子会社において適切なリスク管理の規程を整備した上で、当社グループ全体でのリスク管理体制を構築する。
②各子会社は、損失の危険を把握した場合には、直ちに認識または発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社のリスク管理委員会に報告される体制を 構築する。

(ハ)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、当社グループ経営の適切かつ効率的な運営に資するため、当社グループの年度計画及び中期経営計画を策定する。
②当社は、各子会社の特性・規模等を踏まえた上で適切に、当社の取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制（前記3.）に準拠した体制を構築させるものとする。

(二)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社は、子会社各社においても、法令及び定款等の遵守を徹底するため、各子会社の代表取締役を 責任役員として、その責任のもと、コンプライアンスに対する意識向上の徹底を図らせるものとする。
②当社は、各子会社の特性・規模等を踏まえた上で適切に、当社の取締役及び使用人の職務の執行が 法令及び定款に適合することを確保するための体制（前記4.）に準拠した体制を構築させるものとする。

6．当社の監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①監査役の職務を補助する監査役会事務局を設置し、人員配置する。
②前①の具体的な内容については、監査役との適正な意思疎通に基づき、取締役管理本部長その他の 関係各方面の意見を十分に考慮して、検討する。

7．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に関する監査役の 指示の実行性の確保に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人の人事考課については常勤監査役が行い、異動及び懲戒については監査役会の同意を必要とする。
②監査役会事務局の使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務しない。
③監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令を受けないものとする。

8．当社の監査役への報告に関する体制 (イ)当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

(イ)当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

①取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告をする。
②前①の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
・当社の子会社等の監査役および内部監査部門の活動状況
・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
・コンプライアンス及びリスク情報に関する内容
・内部通報制度の運用及び通報の内容
③監査役は経営企画会議、その他重要な会議に出席することができる。

(ロ)子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

①子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査役会の定めるところに従い、前（イ）と同様に、当社の監査役に報告をするものとする。

9．当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保 するための体制

①当社は、当社の監査役に当該報告を行った者に対し、「内部通報基本規程」に基づき、報告を行ったことを理由とするいかなる不利益な取扱いを行うことも禁止している。
②監査役は、当該報告を行った者が特定される事項については、取締役会等への報告義務は負わない。 10.当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係をもたないことを基本としております。
万一、反社会的勢力からの不当要求が発生した場合には、総務部が弁護士や警察等と連携して適切に対処し、これを断固として排除するものといたします。
当社の社内体制としては、「反社会的勢力排除及び対応に関する規程」に基づき、体制を整備しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

〔適時開示体制の概要〕

1.基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任を十分に認識し、明瞭な経営姿勢のもとに各種の会社情報について金融商品取引法等の関連法令、証券取引所の定める適時開示規則等を遵守し、適時適切な開示に努めております。
株主･投資家をはじめとする全てのステークホルダーに皆様の理解と信頼を得るため、経営戦略や財務状況等の企業情報を、公平性、正確性、適時性に配慮し積極的に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。

2.社内体制の状況

⑴ 重要な会社情報の管理･開示体制
当社グループにおいて重要な会社情報が発生した場合に関係部門及び連結子会社は開示責任担当部署である当社の総務部又は経理部に報告し、開示責任担当部署は情報取扱責任者に報告します。

情報取扱責任者…重要な会社情報の管理及び開示に関する総括責任者であります。
当社グループの情報管理体制の構築を図るとともに、必要な措置等の指示を行っております。
常務取締役管理本部長がその任に就いており、東京証券取引所の規則に基づく「情報取扱責任者」であります。

(2)開示情報の分類と開示の流れ
(a)決定事実に関する情報
適時開示の対象となる重要な決定事項については、社内規程に基づき関係部門からの提案を、当社及び連結子会社の取締役等において機関決定した後に、情報取扱責任者の指示の下、直ちに総務部が情報開示を行っております。
当社の経営に関する重要事項（販売計画、会社の基本的な運営に関する情報など）については、部長会等で協議され、取締役会において承認されています。

⑹ 発生事実に関する情報
適時開示の対象となる事実が発生した時には、関係部門及び連結子会社は総務部に直ちに報告し、総務部は情報取扱責任者の指示の下、適時開示を行っております。
発生事実については、対象部署より各部門責任者に報告され、各部門責任者はその事実を確認し、担当取締役を経て取締役会に報告されます。

⑹ 決算に関する情報
経理部が作成した原案を情報の内容により取締役報告又は取締役会決議を経て、情報取扱責任者の指示の下、直ちに情報を開示しております。
経理部で取り纏められた決算（四半期決算を含む）及び業績修正等の情報については、必要に応じて会計監査人の監査又はレビュー及び監査役会の監査を経て取締役会に報告し承認されています。

上記により把握された決定事実、発生事実及び決算に関する情報は、当社管理本部管理下の総務部及び経理部との連携の下に、情報取扱責任者の指示の下、情報内容の適時性と正確性を確認し、代表取締役社長の最終確認を経た後、情報開示を行うこととしております。

【社内体制の状況】

適時開示に係る社内体制は、下図の通りです。

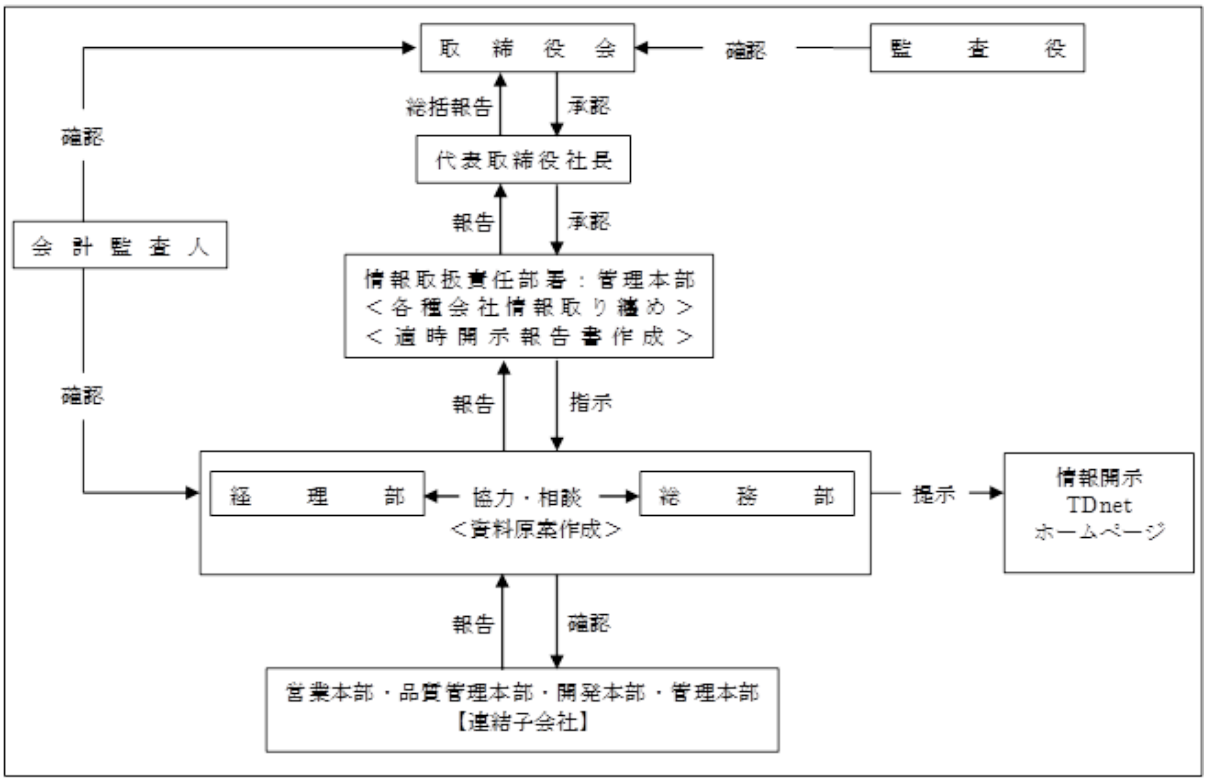

【参考資料：模式図】

